

医療局企業職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

岩手県医療局長 遠藤達雄

医療局企業職員就業規則の一部を改正する規程

医療局企業職員就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児短時間勤務)</p> <p>第17条の3 <u>医師又は歯科医師である職員に対する育児短時間勤務</u>（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第3項の規定により読み替えて適用する育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）の形態は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 日曜日及び土曜日を週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とし、週休日以外の日において1日につき10分の1勤務時間（当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間（以下「週間勤務時間」という。）に10分の1を乗じて得た時間に端数処理（5分を最小の単位とし、これに満たない端数を切り上げることをいう。以下同じ。）を行って得た時間をいう。以下同じ。）勤務すること。</u></p> <p><u>(2) 日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日において1日につき8分の1勤務時間（週間勤務時間に8分の1を乗じて得た時間に端数処理を行って得た時間をいう。）勤務すること。</u></p>	<p>(育児短時間勤務)</p> <p>第17条の3 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第3項の規定により読み替えて適用する育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「<u>育児短時間勤務</u>」という。）の形態は、<u>次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態とする。</u></p> <p><u>(1) 医師又は歯科医師である職員 次に掲げる勤務の形態</u></p> <p><u>ア 日曜日及び土曜日を週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とし、週休日以外の日において1日につき3時間55分勤務すること。</u></p> <p><u>イ 日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日において1日につき4時間55分勤務すること。</u></p> <p><u>ウ 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を週休日とし、週休日以外の日において1日につき7時間45分勤務すること。</u></p> <p><u>エ 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を週休日とし、週休日以外の日のうち、2日については1日につき7時間45分、1日については1日につき3時間55分勤務すること。</u></p> <p><u>(2) 医師又は歯科医師である職員以外の職員で第24条第1項の表に掲げる日勤の勤務に従事するもの（以下「<u>日勤職員</u>」という。） 次に掲げる勤務の形態</u></p> <p><u>ア 日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日のうち、1日については1日につき7時間45分、4日については1日につき4時間勤務すること。</u></p> <p><u>イ 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの1日を週休日とし、週休日以外の日のうち、</u></p>

(3) 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を週休日とし、週休日以外の日において1日につき5分の1勤務時間(週間勤務時間に5分の1を乗じて得た時間に端数処理を行って得た時間をいう。以下同じ。)勤務すること。

(4) 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を週休日とし、週休日以外の日のうち、2日については1日につき5分の1勤務時間、1日については1日につき10分の1勤務時間勤務すること。

2 医師又は歯科医師である職員は、育児休業法第10条第2項の規定により育児短時間勤務の承認を受けようとするとき又は育児休業法第11条第2項において準用する育児休業法第10条第2項の規定により育児短時間勤務の期間の延長の承認を受けようとするときは、別に定める様式による育児短時間勤

1日については1日につき7時間45分、3日については1日につき5時間勤務すること。

ウ 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を週休日とし、週休日以外の日において1日につき7時間45分勤務すること。

エ 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を週休日とし、週休日以外の日のうち、2日については1日につき7時間45分、1日については1日につき4時間勤務すること。

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる勤務の形態

ア 割振り単位期間(平成6年4月3日を起算日とする4週間ごとの期間をいう。以下同じ。)につき8日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が1日については1日につき7時間45分、4日については1日につき4時間勤務することにより23時間45分となるように勤務すること。

イ 割振り単位期間につき12日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が1日については1日につき7時間45分、3日については1日につき5時間勤務することにより22時間45分となるように勤務すること。

ウ 割振り単位期間につき16日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が1日につき7時間45分勤務することにより23時間15分となるように勤務すること。

エ 割振り単位期間につき16日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が2日については1日につき7時間45分、1日については1日につき4時間勤務することにより19時間30分となるように勤務すること。

2 職員は、育児休業法第10条第2項の規定により育児短時間勤務の承認を受けようとするとき又は育児休業法第11条第2項において準用する育児休業法第10条第2項の規定により育児短時間勤務の期間の延長の承認を受けようとするときは、別に定める様式による育児短時間勤務承認請求書を所属長を

務承認請求書を所属長を経由して医療局長に提出しなければならない。

3 [略]

(部分休業の承認)

第17条の4 [略]

2～4 [略]

5 第24条第1項の表に掲げる3交代又は特殊交代の勤務に従事する職員(以下「交代制職員」という。)に対する部分休業の承認については、同表に定めるなか出の区分により勤務する日(以下「なか出勤務日」という。)に限り行うものとし、同表に掲げる日勤の勤務に従事する職員(以下「日勤職員」という。)として部分休業の承認を受けた職員が交代制職員になった場合の当該部分休業の承認は、なか出勤務日に限り承認されたものとみなす。

6～8 [略]

(勤務時間)

第23条 [略]

2 育児休業法第10条第3項の規定により育児短時間勤務の承認を受けた職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、1週間について19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分のいずれかとする。

3～5 [略]

(週休日)

第23条の2 [略]

2 交代制職員については、1週間につき1日以上、かつ、割振り単位期間(平成6年4月3日を起算日とする4週間ごとの期間をいう。以下同じ。)につき8日の週休日(再任用短時間勤務職員にあつては8日以上)の週休日(再任用短時間勤務職員にあつては8日以上)の週休日)を与える。

(休暇の単位等)

第36条 [略]

2 1時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。

(1) [略]

(2) 第17条の3第1項第1号から第4号までに掲げる勤務

經由して医療局長に提出しなければならない。

3 [略]

(部分休業の承認)

第17条の4 [略]

2～4 [略]

5 第24条第1項の表に掲げる3交代又は特殊交代の勤務に従事する職員(以下「交代制職員」という。)に対する部分休業の承認については、同表に定めるなか出の区分により勤務する日(以下「なか出勤務日」という。)に限り行うものとし、日勤職員として部分休業の承認を受けた職員が交代制職員になった場合の当該部分休業の承認は、なか出勤務日に限り承認されたものとみなす。

6～8 [略]

(勤務時間)

第23条 [略]

2 育児休業法第10条第3項の規定により育児短時間勤務の承認を受けた職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、1週間について19時間25分、19時間30分、19時間35分、22時間45分、23時間15分、23時間45分又は24時間35分のいずれかとする。

3～5 [略]

(週休日)

第23条の2 [略]

2 交代制職員については、1週間につき1日以上、かつ、割振り単位期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等又は再任用短時間勤務職員にあつては8日以上)の週休日)を与える。

(休暇の単位等)

第36条 [略]

2 1時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。

(1) [略]

(2) 育児短時間勤務職員等 次に掲げる規定に掲げる勤務

<p><u>の形態の育児短時間勤務職員等</u> 次に掲げる規定に掲げる勤務の形態の区分に応じ、次に掲げる時間数</p> <p>ア <u>第17条の3第1項第1号</u> 4時間</p> <p>イ <u>第17条の3第1項第2号</u> 5時間</p> <p>ウ <u>第17条の3第1項第3号又は第4号</u> 8時間</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>3～6 [略]</p>	<p>の形態の区分に応じ、次に掲げる時間数</p> <p>ア <u>第17条の3第1項第1号ア</u> 4時間</p> <p>イ <u>第17条の3第1項第1号イ</u> 5時間</p> <p>ウ <u>第17条の3第1項第1号ウ若しくはエ、第2号又は第3号</u> 8時間</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>3～6 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。